三　外務大臣
四　経済産業大臣
五　防衛大臣
六　前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者
七　サイバーセキュリティに関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

（資料提供等）

第三十条　関係行政機関の長は、本部の定めるところにより、本部に対し、サイバーセキュリティに関する資料又は情報であって、本部の所掌事務の遂行に資するものを、適時に提供しなければならない。

2　前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、本部長の求めに応じて、本部に対し、本部の所掌事務の遂行に必要なサイバーセキュリティに関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

（資料の提出その他の協力）

第三十一条　本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体及び独立行政法人の長、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）の学長、大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）の機構長、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）の理事長、特殊法人及び認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立等に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）であって本部が指定するものの代表者並びにサイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整を行う関係機関の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（地方公共団体への協力）

第三十二条　地方公共団体は、第五条に規定する施策の策定又は実施のために必要があると認めるときは、本部に対し、情報の提供その他の協力を求めることができる。

2　本部は、前項の規定による協力を求められたときは、その求めに応じるよう努めるものとする。

（事務）

第三十三条　本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

（主任の大臣）

第三十四条　本部に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第三十五条　この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二章及び第四章の規定並びに附則第四条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（本部に関する事務の処理を適切に内閣官房に行わせるために必要な法制の整備等）

第二条　政府は、本部に関する事務の処理を適切に内閣官房に行わせるために必要な法制の整備（内閣総理大臣の決定により内閣官房に置かれる情報セキュリティセンターの法制化を含む。）その他の措置を講ずるものとする。

2　政府は、前項の措置を講ずるに当たっては、専門的知識を有する者を内閣官房において任期を定めて職員又は研究員として任用すること、情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた国の行政機関の情報システムに対する不正な活動の監視及び分析並びにサイバーセキュリティに関する事象に関する国内外の関係機関との連絡調整に必要な機材及び人的体制の整備等のために必要な法制上及び財政上の措置等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（検討）

第三条　政府は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二十四条第一項に規定する緊急事態に相当するサイバーセキュリティに関する事象その他の情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた電子計算機に対する不正な活動から、国民生活及び経済活動の基盤であって、その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるもの等を防御する能力の一層の強化を図るための施策について、幅広い観点から検討するものとする。

（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の一部改正）

第四条　高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「事務」の下に「（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二十五条第一項に掲げる事務のうちサイバーセキュリティに関する施策で重要なものの実施の推進に関するものを除く。）」を加える。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　山本　早苗
外務大臣　岸田　文雄
経済産業大臣　宮沢　洋一
防衛大臣　江渡　聡徳

政　令

児童福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十一月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第三百五十七号

児童福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項、第十九条の二第二項第一号、第十九条の六第一項第三号、第十九条の七、第十九条の九第一項並びに第二項第二号及び第三号、第十九条の十第二項、第十九条の十八第八号、第十九条の二十第三項、第二十一条の二、第二十一条の五の二十一第二項、第二十一条の五の二十九、第二十一条の五の三十、第二十四条の二十一、第二十四条の二十二並びに第五十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二を第一条の三とする。